

鹿児島市谷山支所庁舎大規模改修基本・実施設計業務委託に係る企画提案競技 質問への回答

令和6年5月7日（火）掲載

番号	受付日	書類名称	質問事項	回答
1	令和6年4月24日（水）	2参加資格（2）のイ	設備を担当する構成員が他のJVと重複した場合は、どうなりますか。	参加資格を満たしていないため失格となります。 ※告示「2参加資格」(2)イ参照。
2	令和6年4月25日（水）	実施要領5（2）審査方法および（3）評価項目	5者程度の選定については評価点の高い者から5者程度を選定するのか、あるいは5者を目安として一定基準以上の評価を得た者を通過させるのか、どちらでしょうか。	評価基準の採点により点数の高い者を5者程度選定する予定です。
3	令和6年4月25日（水）	実施要領5（2）審査方法および（3）評価項目	第二次審査の評価点は、実績等の評価点35点を除いた、65点満点と理解して良いですか。	第二次審査は第一次審査の点数も含めて評価し、設計候補者を選定します。
4	令和6年4月25日（水）	実施要領5（2）審査方法および（3）評価項目	第一次審査の書類審査は実績等の配点35点満点で評価するものと理解して良いですか。 また、その35点満点の内訳を開示ください。 特に、単独かJVかの違いや、新築や増築などの工事種別によって評価点異なる場合、または各技術者の実績評価の判断基準に区分がある場合は、内訳が開示されなければ審査の公平性・透明性に欠ける恐れが生じるものと考えています。	第一次審査は、お見込みのとおり実績等により35点満点により評価します。 評価基準（案）は「質問への回答」欄に掲載しているとおりです。
5	令和6年4月25日（水）	—	想定される仕様書をお示しください。 業務内容の把握に必要です。	業務内容は基本構想及び基本計画に基づき、実施要領「3業務の概要」のとおりです。 現時点でお示しできる仕様書はありませんが、仕様書に記載予定の業務内容は「質問への回答」欄に掲載しているとおりです。

6	令和6年4月30日(火)	様式第5号	構造主任技術者が協力事務所となりますが、業務実績を確認できる資料(契約書)がありません。この場合どのような資料を提出すればよろしいでしょうか？	業務実績を確認できる資料は契約書が無い場合、業務名や業務概要等が分かる書類を提出してください。 なお、実績の確認に疑義が生じた場合は、追加の資料を求める場合があります。
7	令和6年4月30日(火)	様式第3～7号	ZEBの業務実績で、認証はとらずZEB検討を行った場合も業務実績として上げて良いのでしょうか？ また省エネ適判提出物件を業務実績として上げて良いのでしょうか？	ZEB認証の有無について把握を行うため、ZEB認証が有る場合のみ、種別を記載し、種別の確認ができる資料の写しを提出してください。
8	令和6年4月30日(火)	告示：3(3)ア(イ)(2(1)サ及び(2)セの実績等が確認できる資料(契約書の写し等)	「2(2)セ 建築を担当する構成員は一級建築士を2人以上有する」ことを証明する資料は資格証のみでよろしいのでしょうか？	資格証及び直接的雇用関係が確認できる書類を提出してください。
9	令和6年4月30日(火)	告示：3(3)ア(イ)(2(1)サ及び(2)セの実績等が確認できる資料(契約書の写し等)	「2(2)セ …(略)直前2年間(令和4年度から令和5年度までの期間)の年間平均実績高が2千万円以上であること」について、3(3)(イ)に実績等が確認できる資料(契約書の写し等)を提出とありますが、直前2年間で請け負った契約書をすべて提出するということでしょうか？実績高を証明できる財務諸表等を提出すればよろしいのでしょうか？	建築関係建設コンサルタント業務(建築)に係る年間平均実績高が2千万円以上であることが確認出来る件数分の契約書を提出、又は本市に提出済の令和6年度建設工事等に係る業者登録等関係書類(令和5・6年度の鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に係るもの)において記載した測量・建設コンサルタント業務等実績高のうち、建築関係建設コンサルタント業務(建築)に係る直前2年間の年間平均実績高の欄の金額を記載しても良いので、その場合は、提出した「令和6年度測量・建設コンサルタント業務等業者登録票」の写しの提出をお願いします。 なお、実績の確認に疑義が生じた場合は、追加の資料を求める場合があります。
10	令和6年4月30日(火)	実施要領5(3)様式3号～7号	主任技術者の業務実績に記載する同種類似業務は、面積は問わないと理解してよいのでしょうか。	お見込みのとおりですが、面積により第一次審査の評価が異なりますので、「質問への回答」欄に掲載した評価基準(案)を確認して、実績を記入してください。
11	令和6年4月30日(火)	実施要領5(3)様式3号～7号	主任技術者の業務実績に記載する同種業務は、発注元の公民は問わないと理解してよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。

12	令和6年4月30日(火)	実施要領5(3) 様式3号~7号	主任技術者の業務実績に記載する同種同類業務は、参加表明書提出期限の5/10までに完了している業務であればよいでしょうか。	主任技術者の業務実績については、平成26年4月1日以降から令和6年5月10日までに完了した業務を記載してください。
13	令和6年4月30日(火)	実施要領5(3) 様式3号~7号	主任技術者の業務実績に記載する同種同類業務は、元請け・JV(の出資比率)は問わず、同等に評価されると理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	令和6年4月30日(火)	実施要領5(3) 様式3号~7号	用途変更を伴う大規模改修によって、改修後に庁舎又は事務所となる業務は、同種業務とみなしてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	令和6年4月30日(火)	実施要領p3評価項目	<p>本企画提案競技において、参加資格の設計実績や資格者数等については比較的難易度が低く設定されており、多くの参加者が見込まれるところですが、評価項目において実績等の配点が合計100点中の35点となっており、実績重視の傾向が伺えます。</p> <p>管理技術者や各主任技術者の実績についても、同種・類似の実績を過去10年以内で最大5件記載可能、また、県内でも実例が少ないZEB認証についても最大5件記載可能であるなど、組織規模の大きさがそのまま高評価に繋がる基準が設定されているように見受けられます。</p> <p>同種・類似実績やZEB認証の件数については積み上げ方式で評点が加算されるのか、1件以上あれば評点に差が出ないのか、一次審査の実績等配点35点の内訳についてご教示ください。</p> <p>また、一次審査の得点差はそのまま二次審査に引き継がれるのでしょうか。それとも一次審査を通過した段階で点差を無くす、または順位決め程度の僅差とし、二次審査で逆転可能な範囲内で競う事になるのか、評価方法の詳細についてご教示ください。</p>	第一次審査の配点等については、No.4の回答を参照してください。また、第二次審査は第一次審査の点数も含めて評価いたします。
16	令和6年4月30日(火)	様式集 様式第2号(設計共同企業体の場合)備考欄	備考欄の下段に「※2 いずれかの構成員は備考4の条件を満たすこと。」とありますが、備考5と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ホームページに掲載している様式第2号は修正しております。